

役員等報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、社会福祉法人太陽の家（以下「法人」という。）の定款第9条及び第24条に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用弁償に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (2) 常勤理事とは、理事のうち、法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、役員のうち常勤理事以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する旅費等であつて、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 定款第9条及び第24条に定めるとおり、非常勤役員等に対しては報酬等は支給しないものとする。

- 2 ただし、常勤理事で、職員としての給与等が支払われていない場合にのみ、報酬等を支給することができる。その場合も、賞与及び退職金、慰労金等は支給しない。

(報酬等の額の決定)

第4条 法人の全常勤理事の報酬総額は、年間1200万円以内とする。

- 2 常勤理事の個別報酬月額は、月60万円から100万円の範囲で、理事会の決議によって定めるものとする。

(費用弁償の支給)

第5条 法人は、役員等がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては、前もって支払うことができるものとする。

- 2 常勤理事には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は職員通勤

手当基準に準ずる。

- 3 役員等には、出張に要する旅費を、旅費規程に準じて出張費として支給することができる。

(報酬等の支給日)

第6条 常勤理事の報酬等は、毎月25日に支払うものとする。ただし、当日が、金融機関の休日の場合はその前日に支払う。

(報酬等の支給方法)

第7条 報酬等は、通貨をもって本人に支給又は支払うものとする。ただし、本人の同意を得れば、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むことができるものとする。

- 2 報酬等は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第8条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

附 則

この規程は2018年8月23日から施行する。